

答 申 第 2 3 6 号
平成 1 8 年 8 月 3 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 8 年 4 月 2 6 日付け産廃第 9 3 号の 1 による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 3 3 9 号

平成 1 8 年 4 月 1 9 日付けで異議申立人から提起された、「産業廃棄物・一般廃棄物処理施設設置計画に係る審査指示事項について（通知）（平成 1 7 年 1 2 月 1 日付け産廃第 1 4 5 9 号、資循第 4 6 0 号）」の行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成18年4月7日付け産廃第11号の2による行政文書の開示に係る通知書に記載された行政文書（以下「本件対象文書」という。）部分開示決定（以下「本件決定」という。）の、開示決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

開示決定された文書は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（昭和61年4月1日制定、以下「本件指導要綱」という。）に基づいて、当社に示された許認可取得のための留意事項を指示されたものである。

この審査指示事項が開示されてしまうと、関係各課に外部からの圧力がかかり、意思決定の中立性が不当に損なわれ、円滑に県からの指示、協議を受けるといって当社の正当な権利が害されるおそれが非常に高くなり、取り返しのつかない甚大な被害が生じる蓋然性が高い。

よって、本件指導要綱に基づいての協議期間中に限り、審査指示事項を開示とされるよう求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は以下のとおりである。

1 本件対象文書の内容

本件対象文書は、本件指導要綱第9条第1項の規定により、事業者（異議申立人）に対し、大多喜町及び本件指導要綱第7条第1項の規定による千葉県廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）の委員（関係各課等）からの留意事項を通知したものである。

留意事項の内容は、事業者が行う産業廃棄物・一般廃棄物処理施設（以下「本件施設」という。）の設置等に対して、周辺地域の生活環境の保全を図るための必要な手続き等が記載されている。

2 事業者からの意見の検討について

本件対象文書をもとに地元自治体や協議会の各委員（関係各課）の意見を聴き、その集約を図りながら廃棄物処理施設の扱いについて意思を形成していくものであることから、本件対象文書に記録されている情報の千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号、以下「条例」という。）第8条第5号該当性について検討した。

本件対象文書のうち、通知本文文には、協議会の委員等に対して外部から圧力や干渉等がなされると思料される情報は特段記録されていないので、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものには該当しない。

別紙には、計画名、指示事項及び所属名・電話番号・担当者名が記録されており、大多喜町及び協議会の委員が、どのような留意事項を事業者に対して指示したかが分かる情報であるから、この点で、本件施設の設置に反対する者等から協議会の委員等に対して圧力や干渉等がなされるおそれが考えられる。

しかし、協議会の委員等に対する外部からの圧力等については、具体的にどのような圧力等がなされるかまでは特定できず、この圧力等の程度や現実的可能性も不明であり、この点で漠然としたおそれではない。

したがって、この圧力等の影響により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないので、本件留意事項に記録されている情報は条例第8条第5号には該当しない。

ちなみに、協議会の委員に対し、本件留意事項を開示することについての意見照会を平成18年3月8日付けで行ったところ、外部からの圧力等の影響等を受ける旨の回答はなかった。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、①本件対象文書が開示されると、関係各課に外部からの圧力がかかり、意思決定の中立性が不当に損なわれ、②円滑に県からの指示等を受けるといふ異議申立人の正当な権利が害されるおそれが非常に高くなり、取り返しのつかない甚大な被害が生じる蓋然性が高い旨主張する。

①については、前記2のとおり、関係各課に対する外部からの圧力に関して、その内容や程度が客観的に想定できるほど具体的ではなく、漠然としたおそれではないことから、この圧力の影響を受けることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるとは認められない。

②については、前記のとおり異議申立人が主張する①が認められない以上、この主張には理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

本件決定の元となった開示請求は、平成18年2月6日付けの請求で、「〇〇〇〇〇〇〇〇の審査指示事項」を請求内容とするものである。

実施機関はこの請求に対して本件対象文書を特定し、その文書に事業者である異議申立人の情報が記録されていたため、平成18年3月8日付けで、条例第16条第1項による意見照会を異議申立人に対して行った。

異議申立人は、平成18年3月15日付けで、本件対象文書を不開示とするよう記載した意見書を実施機関に提出した。

実施機関は、平成18年4月7日付け産廃第11号の1で、団体名称部分を不開示とする行政文書部分開示決定を行い、同日付け産廃第11号の2で行政文書の開示に係る通知書を異議申立人に送付した。

これに対し、異議申立人は本件異議申立て（第三者異議）を提起したものである。

2 条例第8条該当性について

本件対象文書に記録された情報の条例第8条該当性について、以下検討する。

(1) 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、産業廃棄物処理施設設置許可、及び同処理業許可の申請の前段階として行う事前協議手続きの中で通知されたものである。

異議申立人は、本件対象文書中の審査指示事項に従って地元住民への説明会や協定の締結等を行い、その結果を「審査指示事項調整済回答書」により実施機関へ報告することとなっている。

審査指示事項には、施設設置に当たって必要とされる関係法令上の手続きや異議申立人が行うべき協議事項等が記録されている。

(2) 本条第5号該当性について

異議申立人は、審査指示事項が開示されると協議会の意思決定の中立性が損なわれるおそれがある旨主張する。この主張は本条第5号に関する主張と思われるので、以下、検討する。

審査指示事項が公にされた場合、協議会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるかどうかについて、協議会に係る事務の執行機関である実施機関は、当該執行機関の見解として、そのおそれはないと説明している。

また、当該審査指示事項の内容は施設設置に当たっての一般的な留意事項であり、実施機関の見解を否定するような特段の事情も認められな

い。

よって、これらを公にすることにより協議会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは認められず、これらの情報は本条第5号には該当しない。

(3) 本条第3号該当性について

異議申立人は、協議会の意思決定の中立性が損なわれることで、円滑に県からの指示、協議を受ける権利が害されるとして、本条第3号に関する主張もしているものと思われる。しかし、前記(2)のとおり、協議会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは認められないため、この点に関する異議申立人の主張には理由がない。

よって、審査指示事項に関する情報は、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

以上のとおり、これらの情報は本条第3号には該当しない。

3 結論

実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 4. 27	諮問書の受理
18. 5. 11	実施機関の理由説明書の受理
18. 6. 23	審議 実施機関から開示の理由の聴取
18. 7. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年7月25日現在)